議案第90号

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第58号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第17章 [略]	第1章~第17章 [略]
第18章 雑則(第204条)	
附則	附則
第203条 [略]	第203条 [略]
第18章 雑則	
第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその	
従業者は、作成、保存その他これらに類するもの	
<u>のうち、この条例の規定において書面(書面、書</u>	
類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他	
文字、図形等人の知覚によって認識することがで	

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。) で行うことが規定さ れている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第4 9条第1項及び第2項、第95条、第95条の5 第123条、第149条、第149条の4、第1 59条、第159条の4、第172条、第185 条、第190条、第194条、第194条の12 並びに第194条の20において準用する場合を 含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項 第44条の4、第49条第1項及び第2項、第7 8条、第95条、第95条の5、第110条、第 110条の4、第123条、第149条、第14 9条の4、第159条、第159条の4、第17 2条、第185条、第190条、第194条、 194条の12、第194条の20、第201条 第201条の11並びに第201条の22におい て準用する場合を含む。)、第54条第1項、第 <u>104条第1項(第110条の4において準用す</u> る場合を含む。)、第198条の3第1項(第2 01条の11及び第201条の22において準用 する場合を含む。)及び次項に規定するものを除 く。) については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報処 理の用に供されるものをいう。) により行うこと ができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、 交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている 又は想定されるものについては、当該交付等の相 手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例等の一部を改正する条例(令和3年さいたま市条例第18号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
1~13 [略]	1~13 [略]
14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例	14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例
第79条第1項に規定する <u>基準該当放課後等デイ</u>	第79条第1項に規定する <u>基準該当放課後等デイ</u>
<u>サービス</u> に関する基準を満たしている基準該当放	<u>サービス支援</u> に関する基準を満たしている基準該
課後等デイサービス事業者(次項において「旧基	当放課後等デイサービス事業者(次項において「
準該当放課後等デイサービス事業者」という。)	旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。
については、新指定通所支援条例第79条第1項)については、新指定通所支援条例第79条第1
の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの	項の規定にかかわらず、令和5年3月31日まで
間は、なお従前の例による。	の間は、なお従前の例による。
15~20 [略]	[15~20 [略]

(さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第59号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第3章 [略]	第1章~第3章 [略]
第4章 雑則(第62条)	
附則	附則
第61条 [略]	第61条 [略]
第4章 雜則	

(電磁的記録等)

- 第62条 指定障害者支援施設及びその従業者は、 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、 説明、同意、締結その他これらに類するもの(以 下「交付等」という。)のうち、この条例の規定 において書面で行うことが規定されている又は想 定されるものについては、当該交付等の相手方の 承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である 場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適 切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって 認識することができない方法をいう。)によるこ とができる。

(さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24年さいたま市条例第60号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第9章 [略]	第1章~第9章 [略]
第10章 雑則(第91条)	

附則

第90条 [略]

第90条 「略]

第10章 雜則

(電磁的記録等)

- 第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、 作成、保存その他これらに類するもののうち、こ の条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形 等人の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、 説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定 において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の 承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である 場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって 認識することができない方法をいう。)によることができる。

(さいたま市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成 24年さいたま市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

附則

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (電磁的記録等) 第22条 地域活動支援センター及びその職員は、 記録、保存その他これらに類するもののうち、、 の条例の規定において書面(書面、書類、文書 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形 等人の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定されている又 は想定されるもの(次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識す<u>ることができない方式で作ら</u> れる記録であって、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。) により行うことがで きる。 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明 同意その他これらに類するもの(以下「説明等」 という。) のうち、この条例の規定において書面 で行うことが規定されている又は想定されるもの については、当該説明等の相手方の承諾を得て 当該説明等の相手方が利用者である場合には当該 利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし つつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的方法その他人の知覚によって認識すること

(さいたま市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 さいたま市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

ができない方法をいう。) によることができる。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他 これらに類するもの(以下「説明等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うこと が規定されている又は想定されるものについては、 当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の 相手方が利用者である場合には当該利用者に係る 障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に 代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ の他人の知覚によって認識することができない方 法をいう。)によることができる。

(さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第63号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 雑則(第46条)	
附則	附則
第45条の2 [略]	第45条の2 [略]
第3章 雑則	

保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、 同意、締結その他これらに類するもの(以下「交 付等」という。)のうち、この条例の規定におい て書面で行うことが規定されている又は想定され るものについては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、当該交付等の相手方が利用者である場合に は当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配 慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的 方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識す ることができない方法をいう。)によることがで きる。

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第8条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第64号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第8章 [略]	第1章~第8章 [略]
第9章 雑則(第93条)	
附則	附則
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第6条 [略]	第6条 [略]

 $2\sim4$ 「略]

5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の 単位は、指定児童発達支援であって、その提供が 同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行わ れるものをいう。

 $6 \sim 8$ 「略]

「略〕 第7条

 $2\sim6$ 「略]

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定 7 第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発 児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であっ て、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し て一体的に行われるものをいう。

8 「略]

(従業者の員数)

第73条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサ ービスの単位は、指定放課後等デイサービスであ って、その提供が同時に一又は複数の障害児に対 して一体的に行われるものをいう。

6~8 [略]

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事 業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事 業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで 及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)、第63条、第73条第1項から第3項まで及 び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第 1項の規定の適用については、第6条第1項中「 事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。) 」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1 号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多 機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあ るのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発 |達支援||とあるのは「指定通所支援||と、第7条 第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児 童発達支援 | とあるのは「指定通所支援」と、同 条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所 | とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号 中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所 」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項 中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支

 $2 \sim 4$ 「略]

5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の 単位は、指定児童発達支援であって、その提供が 同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行わ れるものをいう。

 $6 \sim 8$ 「略]

第7条 「略]

 $2\sim6$ 「略]

達支援の単位は、指定児童発達支援であって、そ の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体 的に行われるものをいう。

8 「略〕

(従業者の員数)

第73条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサ ービスの単位は、指定放課後等デイサービスであ って、その提供が同時に一又は複数の障害児に対 して一体的に行われるものをいう。

6~8 「略]

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事 業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事 業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで 及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)、第63条、第73条第1項から第3項まで及 び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第 1項の規定の適用については、第6条第1項中「 事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。) 」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所 支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業 所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3 項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童 発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」 と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とある のは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項 中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支 援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項 中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支 援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項 中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機

援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所 」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童 発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、 第63条第1項中「事業所(以下「指定医療型児 童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに 同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定 医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能 型事業所」と、第73条第1項中「事業所(以下 「指定放課後等デイサービス事業所」という。) | とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号 中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサ ービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同 条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」 とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及 び第5項中「指定放課後等デイサービス」とある のは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中 「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事 業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所 」と、第83条第1項中「事業所(以下「指定保 育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは 「多機能型事業所」とする。

2 [略]

第92条 [略]

第9章 雑則

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従 業者は、作成、保存その他これらに類するものの うち、この条例の規定において書面(書面、書類 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ の条において同じ。) で行うことが規定されてい る又は想定されるもの(第14条第1項(第55 条の5、第59条、第71条、第78条、第78 条の2、第81条、第81条の9及び第89条に おいて準用する場合を含む。)、第18条(第5 5条の5、第59条、第71条、第78条、第7 8条の2、第81条、第81条の9及び第89条 において準用する場合を含む。) 及び次項に規定 するものを除く。) については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機 による情報処理の用に供されるものをいう。) に より行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、

能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とある のは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「 事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」 という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事 業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」 という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあ るのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定 放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定 放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支 援」と、第81条の3第1項中「事業所(以下「 指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。) 」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第 1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事 業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所 」とする。

2 [略]

第92条 [略]

交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第9条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

<u>において同じ。)で行うことが規定されている又</u> は想定されるもの(第11条(第58条において

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第4章 [略]	第1章~第4章 [略]
第5章 雑則 (第59条)	
附則	附則
第58条 [略]	第58条 [略]
<u>第5章 雑則</u>	
(電磁的記録等)	
第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、	
作成、保存その他これらに類するもののうち、こ	
の条例の規定において書面(書面、書類、文書、	
謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形	
等人の知覚によって認識することができる情報が	
記載された紙その他の有体物をいう。以下この条	

準用する場合を含む。)、第15条第1項(第5 8条において準用する場合を含む。) 及び次項に 規定するものを除く。) については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られる記録であって、電子計 算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付 説明、同意その他これらに類するもの(以下「交 付等」という。)のうち、この条例の規定におい て書面で行うことが規定されている又は想定され るものについては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付 決定保護者である場合には当該障害児又は当該入 所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応 じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的 方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚に よって認識することができない方法をいう。) に よることができる。

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

目次

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

目次

第1章~第14章 「略] 第15章 雑則(第111条・第112条) 附則

改正後

(乳児院の長の資格等)

当し、かつ、児童福祉施設省令第22条の2第1 項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳 児院の運営に関し必要な知識を習得させるための 研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高 く、乳児院を適切に運営する能力を有するもので

第1章~第14章 「略] 第15章 雑則(第111条) 附則

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該 当し、かつ、児童福祉施設省令第22条の2第1 項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳 児院の運営に関し必要な知識を習得させるための 研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高 く、乳児院を適切に運営する能力を有するもので

改正前

なければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省 令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労 働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児 童福祉司(以下「児童福祉司」という。)と なる資格を有する者にあっては、相談援助業 務(法第13条第3項第2号に規定する相談 援助業務をいう。以下同じ。) 県又は市町村の内部組織における相談援助業 務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 「略]

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 「略]

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれ かに該当し、かつ、児童福祉施設省令第42条の 2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が 行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得 させるための研修を受けた者であって、人格が高 潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する なければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ「略〕

2 [略]

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 「略]

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する

能力を有するものでなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省 令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労 働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあって は、相談援助業務(国、都道府県又は市町村 の内部組織における相談援助業務を含む。) に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっ ては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

(職員)

第80条 [略]

2 • 3 「略〕

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援 センターには、第1項に規定する職員及び言語聴 覚士を置かなければならない。ただし、第1項各 号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各 号に定める職員を置かないことができる。

 $5 \sim 9$ 「略〕

(児童心理治療施設の長の資格等)

- ずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74 条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が 行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を 習得させるための研修を受けた者であって、人格 が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に 運営する能力を有するものでなければならない。 (1)~(3) [略]
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省 令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大 臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあって は、相談援助業務(国、都道府県又は市町村 の内部組織における相談援助業務を含む。) に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっ ては、相談援助業務に従事した期間

ウ「略〕

2 「略] 能力を有するものでなければならない。

(1)~(3) 「略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省 令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労 働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあって は、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村 の内部組織における児童福祉に関する事務を 含む。) に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっ ては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

[略] 2

(職員)

第80条 「略]

2 • 3 「略〕

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援 センターには、第1項に規定する職員及び言語聴 覚士を置かなければならない。ただし、児童40 人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理 業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置 かないことができる。

5~9 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

- 第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のい | 第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のい ずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74 条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が 行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を 習得させるための研修を受けた者であって、人格 が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に 運営する能力を有するものでなければならない。 (1)~(3) [略]
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省 令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大 臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあって は、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村 の内部組織における児童福祉に関する事務を 含む。) に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっ ては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 [略] (児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下この条において「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修 した者にあっては、3年以上)であるもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあって は、相談援助業務(国、都道府県、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第252条の 19第1項の指定都市又は法第59条の4第 1項の児童相談所設置市の内部組織における 相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間ウ 「略〕

2 「略]

(電磁的記録)

第112条 児童福祉施設及びその職員は、記録、 作成その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定 されるものについては、書面に代えて、当該書面 に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計算機による情 報処理の用に供されるものをいう。)により行う ことができる。 (児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下この条において「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了 した者にあっては、3年以上)であるもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、<u>児童福祉事業</u>(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間
 - ウ [略]
- 2 [略]

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成2 6年さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第5章 [略]	第1章~第5章 [略]
第6章 雑則(第49条)	
附則	附則
第48条 [略]	第48条 [略]
46. 10.70	
第6章 雑則	
(
第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記	
録、作成その他これらに類するもののうち、この	
条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄	
本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等	
人の知覚によって認識することができる情報が記	
載された紙その他の有体物をいう。以下この条に	
おいて同じ。) で行うことが規定されている又は	
想定されるものについては、書面に代えて、当該	
書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式	
その他人の知覚によっては認識することができな	
い方式で作られる記録であって、電子計算機によ	
る情報処理の用に供されるものをいう。)により	
行うことができる。	
11/201/00	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第8条中さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条第5項、第7条第7項、第73条第5項及び第90条第1項の改正並びに第10条中さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「設備運営条例」という。)第80条第4項の改正は公布の日から、第10条中設備運営条例第29条第1項、第37条第1項、第57条第1項、第91条第1項及び第99条第1項の改正は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条中設備運営条例第29条第1項、第37条第1項、第57条第1項、第 91条第1項及び第99条第1項の改正の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において 「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この条例による改 正後の設備運営条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。